

令和3年度
くしま de スローライフ推進事業
「移住体験ツアー」実施団体募集要項

令和3年6月

串 間 市

1 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、都市部では地方へ移住する気運の高まりもみられることから、これをチャンスと捉え本市をふるさとと思って移住してもらえよう取組を実施する必要があります。そのため、都市部住民を対象とした移住体験ツアーを実施し関係人口・交流人口の増加を行い、移住の機会を創出することを目的とします。

2 事業内容

団体等が企画立案する移住体験ツアー及び実施に伴う PR 活動について補助金を交付するものです。

事業は主に以下の内容を中心に企画してください。

- (1) 都市部住民を対象とした移住体験ツアーの実施。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて個人（1世帯）を対象としたツアーやオンラインを中心としたプロモーションも可とします。
- (2) 移住体験ツアーを実施する際に必要な周知活動の実施やオンライン相談会等の開催や参加も可とします。

3 予算上限

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 補助対象経費

補助対象となる事業に要する次の経費のうち、交付決定の日から令和4年3月31日までに支出した経費とします。

- (1) 講師、専門家等への報償、謝礼（補助対象団体の会員等に対する謝礼は除く。）
- (2) 旅費及び交通費（日当及びグリーン料金等は除く。）
- (3) ポスター、チラシ、報告書等の印刷製本費
- (4) 材料・事務用品等の消耗品費
- (5) 専門知識や技術等を要する業務を外部に委託した費用（コンサルタント等への全部委託は除く。）
- (6) 機器類や列車借上げ等の賃借（リース）料
- (7) 文書等の郵送、電話（電話機・携帯電話のリースに係る電話料）等の通信運搬費
- (8) 保険料（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）
- (9) 食糧費（移住希望者との交流会に要する経費のみ可とする。）
- (10) その他市長が適当であると認める経費

【補助対象外となる経費】

- (1) 不動産及び備品の取得費
- (2) 工事費
- (3) 前払費用（交付決定前に支払った経費）

5 補助対象団体

補助金の対象となる団体等は次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 県内に活動の拠点を置いていること。
- (2) 定款、規則、会則及びその他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 年間の活動計画を有し、事業に係る収支が明らかであること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、構成員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと又は団体若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有していないこと若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。

6 応募方法

下記の応募書類一式を直接提出又は郵送してください。

- (1) 事業提案書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 誓約書（別紙3）
- (5) 団体名簿（任意様式）
- (6) 団体規約・定款、法人においては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (7) 串間市税に係る納税証明書（役員全員分）

7 書類提出先

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5550番地
串間市総合政策課 地域振興係

8 審査

審査は、書類審査です。

くしま de スローライフ推進事業審査会（以下、「審査会」という。）にて補助団体として適切か、市が補助する事業として内容が適切か書面審査し、各審査員の評価点数の平均が満点の50%以上のもののうち、最高点の1件を採択します。ただし、提出された書類内容について、審査会から質疑がある場合は、適宜、事業提案者に聞き取りを行います。

なお、採択にあたり必要があると認められるときは追加資料を求める場合があります。

9 スケジュール

スケジュールは、以下のとおりです。

| | |
|-------------|---------------------------|
| ① 募集期間 | 令和3年7月1日（木）～令和3年7月26日（月） |
| ② 審査・結果通知 | 令和3年7月27日（火）～令和3年7月30日（金） |
| ③ 交付申請・決定通知 | 令和3年8月2日（月）～令和3年8月13日（金） |
| ④ 補助金請求 | 令和3年8月中旬 |
| ⑤ 実績報告 | 令和4年4月上旬 |
| ⑥ 確定通知・清算 | 令和4年4月下旬 |

10 事業実施に係る注意事項等

（1）申請書の提出

事業が採択となった団体については、下記の書類一式を提出してください。

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）

（2）補助金の交付

補助金は、交付決定後、概算払で支払います。

（3）報告書の提出

事業終了後、下記の書類一式を提出して下さい。

- ①補助事業実績報告書
- ②事業実績書（別紙4）
- ③収支決算書（別紙5）
- ④領収書の写し
- ⑤活動状況のわかる写真

（4）補助金の確定

提出していただいた実績報告書に基づき審査を行い、補助金額を確定します。

11 問い合わせ先

串間市総合政策課地域振興係

TEL：0987-55-1153

MAIL：cpromo@city.kushima.lg.jp